親あるうちにできること。 お子さんに、生涯の安心を…。

障害者跌養跌済制度

(しょうがい共済))

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、 ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、

障害のある方へ、終身年金を支給します。



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の 4つのメリット

毎月2万円 の終身年金

保護者が死亡、または重度 障害になったときに、障害 のある方に**毎月2万円が生 涯にわたって支給されます。** (2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事 務経費などの<u>「付加保</u> <u>険料」が必要ない</u>ため、 掛金が安くなっていま す。

税制優遇

保護者が支払う掛金は <u>所得控除の対象</u>となる ため、所得税・住民税 の軽減につながります。

公的制度 だから安心

都道府県・指定都市が実 <u>施</u>している任意加入の制 度です。

- ★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、保護者の方がお住まい の地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い 合わせください。
- ★ 制度の概要については、(独)福祉医療 機構ホームページ「心身障害者扶養保 険事業」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業









保護者の方などから よくあるご質問



保護者の加入要件は?

・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を 扶養していることなどの要件があります。



掛金はいくら?

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は安くなります。
 - 【例】30歳:9,300円 40歳~44歳:14,300円 60歳~64歳:23,300円など ※ 制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。
- ・民間保険と比べて安いのが特徴です。



税制優遇って?

・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。



障害基礎年金や生活保護を受給していても、 年金を受け取れますか?

・はい、受け取れます。 しかも、障害者扶養共済制度(しょうがい共済)により支給される 年金は、生活保護の収入認定から除かれます。



保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を 受け取ることが難しいときは、どうするのですか?

・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。 年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をす ることができます。



誰が運営しているの?

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。